

「ポイント解説！！能力不足・勤怠不良・メンタル不調の社員対応」

山下江法律事務所では、3、7、11月に企業法務セミナーを開催しています。
次回セミナーの詳細は以下のとおりです。

- 対 象：企業経営者様、経営幹部様、法務担当者様、その他ご関心のある方
- 日 時：2019年3月14日（木）18：30～20：00
- 会 場：Le Reve 八丁堀（ルレーヴ はっちょうぼり）
（広島市中区八丁堀1番8号 エイトビル2階）
- 受講料：顧問会社様 無料
一般の方 1名様につき 4,000円
- 特 典：ご参加いただきました方は、1カ月以内に1時間の無料相談（1万円相当）ができます。
- セミナー内容：皆様の会社は、能力不足・勤怠不良・メンタル不調の社員に対して、適法に、そして、適切に、対応できていますか？解雇の場面では、一定程度の対応ができていても、それより前の場面での適法かつ適切な対応となると、手薄になってしまっている会社も多いのではないのでしょうか。
本セミナーでは、能力不足・勤怠不良の社員の降格と、メンタル不調の社員に対する休職命令を主なテーマとして、どのような点に注意して、どのような手順で対応していくのか、重要なポイントについて解説していく予定です。
- セミナー後に弁護士との会食をご希望の方と、会場近隣の店舗にて、会食の場を設けさせていただきます（会費は各自負担となり、お一人様5,000円程度の予定。）。人数の事前確認のため、お手数ですが、裏面申込書にある会食の出欠欄にご記入くださいますようお願いいたします。



講師 弁護士 笠原 輔 / 山下江法律事務所

出身地 岡山県倉敷市
岡山県立倉敷南高校卒業
京都大学法学部卒業 同大学法科大学院修了
平成18年9月 司法試験合格
平成18年11月 最高裁判所司法研修入所
平成19年12月 司法修習終了・広島弁護士会に登録
山下江法律事務所入所
趣味は空手、読書など。

▼▼▼お申し込みは裏面▼▼▼

参加者様の声

第24回「法改正と最新判例にみる、同一労働同一賃金」より

- A社 「今後発生しうる課題の認識を持つ上で有益だった。」
B社 「労働賃金について今一度見直す必要性を感じた。」
C社 「短時間で集中して説明頂けて良かった。」



第25回企業法務セミナー「ポイント解説！！能力不足・勤怠不良・メンタル不調の社員対応」

お申込み 〈申込期限 2019年3月6日(水)〉

FAXにて、このままご返信ください。FAX 082-223-2652

参加者様ご芳名 〈所属部署・役職もご記入ください〉

御社名

セミナー後に弁護士との会食に 出席する ・ 欠席する (〇をお付けください。)

- ・ 会費は各自負担となります (お一人様5,000円程度を予定しています)。
- ・ 店舗等の詳細につきましては、セミナーの約1週間前に、ご出席予定の方あてにお知らせいたします。

一般のご参加者様は下記もご記入ください

ご住所 (〒 -)

【TEL】

【FAX】

- ・ 受付後、受講に関するご案内を FAX いたします。
- ・ ご提供頂いた個人情報、弊事務所からのご連絡以外には使用いたしません。



←第25回セミナー会場の地図

会場名 : Le Reve 八丁堀

場所 : エイトビル2階

(1階がすき家さんのビル)

お問い合わせ・お申し込み先

山下江法律事務所 経営企画部

TEL082-223-0695 FAX082-223-2652